

桑都ケア・サポート運営規定 (訪問介護・介護予防日常生活支援総合事業)

(事業の目的)

第1条 株式会社桑都ケア・サポートが開設する桑都ケア・サポート（訪問介護事業所）（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護の事業及び指定介護予防日常生活支援総合事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び指定介護予防日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ご利用者の心身に寄り添い、自立支援・個別ケアを行います。
- 2 福祉・医療・地域と連携し、総合的なサービスの提供に努めます。
 - 3 ご利用者の在宅生活を、その方らしく過ごせるよう支援します。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 桑都ケア・サポート
- (2)所在地 東京都八王子市長房町2 6 4－4

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2)サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ①訪問介護計画、予防訪問介護相当サービス計画、訪問型サービスA計画の作成・変更を行い、利用の申し込みに係る調整をすること。
- ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携にすること。
- ③訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ④訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

- (3)訪問介護員等 常勤換算2.5名以上（サービス提供責任者を含む）

訪問介護員等は、訪問介護、予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスAの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、年末年始を除く。

- (2)営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3)電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4)サービスの提供は、365日24時間対応する。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 訪問介護及び予防訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとし、訪問介護及び予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスAを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受理サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。(重要事項説明書の別紙料金表参照)

(1)身体介護

(2)生活援助

2 訪問型サービスAの内容は次のとおりとする。

(1)生活援助

3 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、通常の実施地域を越えて1kmにつき20円徴収する。

4 利用者からのキャンセルは、当該サービスの当日に連絡があった場合及び訪問時不在の場合、キャンセル料として2000円を徴収する。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、八王子市の全域とする。

(ハラスメント対策)

第9条 事業所は、ハラスメントにおける基本方針を策定し、従業者間で共有、周知し、方針の明確化等必要な措置を講じる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を配置する。

(感染症対策・業務継続)

第11条 感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を行い、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等、必要な措置を講じる。

2 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等、必要な措置を講じる。

（身体的拘束等の原則禁止）

第12条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など、必要な事項を記録する。

（その他運営についての重要事項）

第13条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社桑都ケア・サポートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附則 令和3年6月8日、一部条文の変更、施行。

第6条1項（重要事項説明書別紙）

附則 令和4年4月14日、一部条文の変更、施行。

第3条（2）（所在地）

附則 令和6年4月1日、一部条文の追加、変更、施行。

第9条を第13条に変更（その他運営についての重要事項）

第9条（ハラスメント対策）第10条（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条（感染症対策・業務継続）第12条（身体的拘束等の原則禁止）追加